

人九月四日(第四回)

一、開議及散会時刻 (自午前十時三十分~至午後六時四十分)

△出席議員本次の通りである

議席代	名	議席代	名	議席代	名
一番	仲村春瓜	九番	米須清松	八番	当山伸太郎
二番	岸本利寛	一〇番	仲本瓜重	九番	安次萬富信
三四番	佐藤真慎祐	一一番	花城清喜	八〇番	稻嶺齊三
五番	中山勝豊	一二番	中里幸助	九一	宮里敏行
六番	寺尾良朝	一二二番	松本利道	二〇番	棚原瓜賀
七番	崎間健郎	一二三番	山本朝徳		
八番	和泉瓜太	一二四五番	天久盛雄		

△欠席議員本次の通りである

△番 仲村春一

四、市町村自治法第大一條の規程に對する會議事件説明のため出席

△有り次第の通りである

職名	代	名	職名	代	名
村長	仲村春勝		政課長	当山金喜	
助役	吳庵真徳		經濟	澤崎安一	
收入役	仲村春松		建設	桑江良徳	

△本會議の書記本次の通りである

職名	代	名	職名	代	名
書記長	松川瓜義		書記	照庵毅	

△議事日程本次の通りである

△種第一 一般質問

六、會議の題末（九月二日午後二時半（予約時間））	
議長	出席五名なし別村議会に成立致し付され、唯片桐開
金数山口（午前十時三十分）	日程第一、昨日は午後至一般質問に入りました。
「	一、議員の出席を報告致しました。
」	二、不審議員質問を行なう旨の致しました。
一、不審	昨年度の工合風被害土木工事について
	御根岸個所土木工事の進行状況はどうか、全部完成ですか、未完成の個所を列挙され、跡地も作成に完成いかつか説明頗る瓦解
村長	金化被害の復旧は長田、大山、伴佐を見ても云々が、当初予算で不正確
	東田行政課がやく算出されたが未だ算出されておりません。
大山口亮了（午前九時三十分）	大山口亮了（午前九時三十分）
一八番	更に予算と積算との予算はどうか。
建設課長	長田、伴佐は政府がやく、それ以後は行つた時、課長不在で確立した（はたたか）が、そこにつれては石川県であるこの職員の説明が無い。大山の場合も同様でやくが、大さき同額化する。長田の最初政府がやくのことで、材料費の資料を提出しておいたが、
議長	七番、八番議員の出席を報せました。
一九番	高野地区跡地域一帯の都市新築につき
	同地域の都市新築は新城部落为主体にあります。都市新築委員会が都計局から土地を手中に持つ。
	①裏地、過度が予想される
	②裏地が公平な扱いである

	② 同地域内の地主の中には都計に参加しない、地主としての声が聞かれないが、同都計にかかる村長は村の都市計画に沿うる如く区域を整理し、使用すべく同部落地主組合に旅り準備を進めていたと述べたが、同委員会に対する、どう称か指導助言を行なったが、具体的な説明を頼むといい、それから銀行故地主組合にやらせてもらひ、村当局は、人材の総合都市計画事業にて、村営事業の施行出来なかつた理由、又他市町村の都市計画の費用（地主の負担・坪当）は不公平の負担を以つてゐるが、参考資料が新刊本で御説明頼むべき、又地形の整理を生じて負担の軽減と負担の公平を計り、全地主が喜んで都計画に協力出来ると称す方法はないか、当局の御意見を伺ひたい。
村長	不公平の声はあら、或は地主が高価な料金でなければ、事業をすすめば、個人がやまうか事に困る。
一三番	区域整理をするに付文換合が必要であるが、新城の場合、多忙の反対者が居るが、都計法を適用せらるか。
建設課長	公用の手続規則があるが、今後の例示は、那覇でも公用の推動策に解説工事をしてある。
一三番	解放地の地主は承認され、交換合意の裏面どうか。
建設課長	同意書の出し合は、交換合意を行ひ、得られかねる分は後日行う。
議長	留候致します（午前十時四十分）
"	再開致します（午前十一時）
一六番	外人向工賃住宅の水道料金について 今年度地区全体が新設産業のため、外人向工賃住宅建築が減少したが、本村が多數の建築が計画されて

落3杯です。此の慣性差と給水2杯の水道料金が現在公社と契約して居るマニヤー地区と、今後村水道より給水する賃住宅の料金の差額が推定不核の差額が予想2杯30円。御説明頗る大切で、地盤的にも地形的にも恵まれない本村内に多数の外人を誘致し、此の新らしい賃住宅事業の育成と村産業の發展向上を計る意味であります。従日本マニヤー地域や他の町村の既往より外人住宅の水道料金より比較検討致しました。若干大きめ差額がなければ料金の再検討する必要があると思ふが村長の御見解如何なり。

村長

一般賃貸二ドリ、マニヤー地域四、八〇セント約二倍あります。
一戸登記より、今後は出来30円、便用料又植下料も可能
植上植下の差額10円は検討一回。

会員

水道料金が莫々会社から買う場合

- ①工事工事、償償金消去が無い場合コザ、那ハク例に手をとるが、村自体で再検討の意志が無い30円、新規開拓区域
- ②マニヤー地域の場合は、村が一般的の差を取る所で、同地域の層水料金の差額が大きいが、30円
- ③自己水道を持つ心無いが、永期間で見ると場合自己水道を持つ方が良いと思ふが、

村長

④條例上は当時2杯で有り、他より多く検討する以外にはない次。

会員

今後検討する(年々上昇の見込み)

会員

⑤値上げは條例の通りに止まつた事でありますが、新規開拓すれば、前より算出する事があり、何らか計算結果を含めて。

会員

⑥検討しての結果は1杯。

議長

暫休憩致します(午前中時30分)

	議案再開致し候す(平成十七年五月)
一三番	先づ問題は開墾致しまさず、地主が大部賣租以外より詫びが 那八の場合は分割で提供され、後の実操作金の場合は市や町へ 手渡しで事じあつたが、 鄰社は早めに本と仕事と人材の人手を切り、村当局 に連絡せざる。
村長	地主より手渡しの心地よい、村にて手渡すでは出来本とかと の意図で、地主はそれを力説して詫びがあつた。 補助の算入資料等は地主にかえり、次回からは本れ。
一四番	解散の場合、資料等は相当あつたとの詫びあつたが、部落、村の 賣租の結果は注目されることはござらず、後日問題が別れて用意した 遺憾譲呈
村長	村と同様道路、桟木等の面は資金を出しきれい出来あつた。 物資は村がやり取れども本人、貴重なは假元保償書の請求を しあつての事で、賃労書をつくつておらず、村がやりと見てなく、地 主が勤めの心、特に到江原の窮屈には成ら。
一七番	工事の経費は誰が出立が、一處地域の認定が終らず中止するの委員会 が進んでいた旨を話しておりかかる。地主とは二割以外の本賣租 が下り出されで威儀を失ふたが、算上していいとの地主の意であつた 他の組合の人に聞いとが、村が受けあらば我よりは賣租が下りて、そこで 本賣の本賣の心地よい心地よい。
遺憾譲呈	村が又本賣(要入を含めて)賃資料の件を度て3万円
八番	鄰社を基準にかゝり、感心を以てあつた。貸向日限日を玄川 川口と想うの心、進行ペースがいい。

480

議長	一五番議員、質問を頼ります。
一五番	村長さんに要望です。出来たての答辯の処置の結果と是非報告してもらいたい。
一五番	徴税状況が38.59%と大うが、六〇年度の予算施行の状況を聞きたい。 徴税成績を上げるために納税懇談会は滞納者を集めたらいと思うが、なぜですか？
村長	予算執行、收入面14、歳出44%で計3万。事業等の経営事業化が3つあります。課税も4つあります。
村長	懇談会の成績は悪く、これは区長とも話し合って行なった。
二番	積立金等で事業が進んでいます。執行面では困っています。
二番	納税懇談会の進行状況について、具体的に何個折り合いか 又その結果いかにしていくか。
賦課辨長	大体階段は終りました。集会が少ないので、集会の人達は税の賦課方法等を聞いて、税目名に説明があり、税は少しが課されており 又その基礎があれ課せられていて話してもらいました。
八番	例へば算定の賦課がわくやく莫れで、が反対するには本多先生が 賦課基準にかけて妥当ですかとあります。また外の資源 又総合的にお村の経済政策があいかが上げられて、それをもとに 貢献が多くなが、現金收入が少くないという状況は、相銀等が 資金を借り上げて、中央に金が行き交っているから、二ヶ月を跨って 経済政策を打ち出さないと出来ないと思うが。
村長	土地を再権利化したいと思う。
議長	九番議員の出席を報告致します。
一三番	私の見解では38%の悪く不図で、賦課妥当性が少くかかる事に

	ちあると思う。税の妥当性に大きな問題がある。 固定資産税等の場合五年を同一基準にどうする事であるが、村民の済 急の実力不足であると思うが、
貢課課長	土地・家屋・消耗物の分に有るが、家屋の分で、新年度は新しい賦課 をいたいと思う。
五 番	集会が悪くて効果が上がらない事があるが、田舎での地による方法 を説いて集会の裏く方法について述べるが、
貢課課長	良い方法ではあります。田舎にふるい子供達が集めて来てから、 集会が悪くなる税の事であり、普天間地域では、その半信からマイ で宣傳しても集会が悪くなる。
八 番	課長は現実の方法がいいとの説いてあるが、村長の説しの通り 解りません。
貢課課長	いい。
一一 番	行くべき種田口良く分るが、整理期間中に是非この説が宜 あつたが、
八 番	財産はあります。現金口ひいの事で、それを因る雇用地料の支 拂に少少弱があると思う。課税はされたが、金がふりと云う とお前ですぐに地料を早めに支拂う様に説いてもらいたい。
村 長	市町村農会・議長会計課でも説いて進めてある もうかれどものがあって、契約がわくやくのである。
七 番	行くべきのは、多額者が多いのが、中小企業者の方が多いのう。
二 番	賦課・徵稅面でいろいろ問題あると思う。 限階に来てくるのだけがいいが、都計、事務改善、税の点であり、 税制審議資金の設置が必要である。

村長	心配が掛かって見たい。
議長	暫休憩致ります(午後七時三十分)
"	再開致ります(午後七時四十分)
◎ 番	事務簡素化の面で渡日議員の意見を聞くまでは云々とあります が、一ヶ月近くもかかりますが、果して実行中の意志が如何か。 亦水道課の独立に伴い人員増を計画せられたる件は承りません。 経済課時代は建設課との予算仕事の分量を問う。
村長	事務簡素化に伴い内課長会下で再三検討されておるが、直接 渡日議員の話も聞き方方が良いくらいで、そうすこべておいた した。仕事の分量を減らし、実効事業が増えていくことを 希
" 番	前の場合にも反対したが、簡素化をおれん、検討の上では人員 増に個人的力があるからあるが、 又助役会いと留志野当りに置派へんやつあり。日本から専 門家を招いて診断等をしてやる意志があるが、
村長	現在の所、直じ日本に手配すべき無理である、向北は実 際が遙かで、又専門家を招いて云々をも無理と思ひます の心、助役さんが、他の職員を置派するに予算措置を取 るが、人員増にかゝるは、この課か、別の課に入らかと云う 方法を考へるが、松山にはあくまで人員増員はして下さい。
" 番	日本に日本は、助役課長を置派へんからだ。 今年度の人件費がどうなさいと云うが、毎年賄政が卓然として 程度が一番良いと云う見解が
助役	現在の所から見て場合、消費的経費58%、人員の実日振込 額上で割り、仕事が都市以上に行なわなければならぬが、

	本村の現状如何等。
	58年度決算会議費 41.21% 本村は 61 年度は 61% があつて 3% 増 市昇格セレモニオの場合は、例年別見入。現在の折口メモ得あり。
八 番	事務簡素化の卓で、本土研修遣派員の管外旅費のノルドウカ(はい) 根本的の事務簡素化とサービスの卓で、更員の負の実をふり、他に優秀の市町村への事務分量の差は。
	現村長に市町村はあひと思うが、事務更員を採用する場合、地域 商業的の卓がある。現在の半分はやり業である。
	現村長にあつてから市町村制度についてあつて、事務分量の実じ 御知りせね須ハズル。
一五 番	電話機所は当局はあつて普天間に設置しあげ出来たのが 大謝名局の利用する事に依り、早く村一円のダイヤル電話に切替 へる可能性があると思うが。
村 長	一日も早くダイヤルに切換えたいは同感である。ちう一回听、設置 に反対が言ひと思う。
八 番	大謝名局は 800 回線を残さず合併してある。村がやうやく希望すれば、そつそつと出来ての話らしいが。 どうして村は、やむに支機所を作らねば出来ないか。
村 長	村としては何の施設が充分でなければ早く設置工せられ、村にて は阻止しないでほしい。
八 番	早くある方法といふ。ちう一回設置するにはおいて早くあるのが、又 大謝名局に地域を變入するにはおいて早くあると思うが。 新しい設置するだけは、地域變更が早道だとと思うが。
議 長	暫休憩終了す(午後二時一分)

議長	開致します(午後二時三十分)
13番	木直事業におけるビンハバインを利用いかないが、議会答辯だけがと思うが、相当入荷している様子ですが、どうどうわざり、 農政課長 その機関の事務引継ぎ新舊が變つたことは、深くお詫び致ります。
14番	来年度预算事業の予算、裏付がある。種田、亦本木貴を減して理由、47%の役所費はオズカレーチ算と思うが村長にしてどう思うか。
15番	旧高学校敷地を整理事業を実施するに志ありや。
村長	心中にハマる。高級校区、道路もまつてある。事業は天災対策事業で出来た。
八番	外の敷地を立憲したり、長い期間に占め方、未だ2件しか契約はない。料金の算定問題が500程度であるが、200と下限は400である。料金であるが、又向うの圧力にかかるから。
村長	議会から36セントは高いうらうの話がある。学校敷地と調べて高いうらうの財産を賣ってしまったので、契約を結ぶ場合の使用料額がある。前に立憲が持つて、課長に申立てある。
農政課長	木網の使用料を押さえておかなければ契約は出来ないと、通知して来た。それで36年は道路開拓が止むれど、裏街にはまだ水道の立場が立たせたが、今度は20年にハイタク学校敷地の裏である。角換算の必要がある。結果20年にレセが、算収取212万20円である。15円は人差しとのことであつた。
議長	暫休憩致します(午後二時四十分)

485

議長	再開致します(午後二時四十分)
一五番	借住地帯の所有権浸奪についての相当あり、亦農道を消され 農民が困るところが、相当多く当局に危険してあるが、その辦理をど うおこなうか。
村長	先に答辭致しましたので省略します
議長	暫休憩致します(午後二時五十分)
"	再開致します(午後三時二十分)
"	一三番議員の質問を承ります。
一三番	郁新川さん。 ① 郁新川推進の眞光にうそつゝいひが、村長の具体的構想を伺ひ ② 郁新川洋子事業を年次的に進めておられますが、それに対する予算措置を 所以講じておいか ③ 道路計画をあれど土地の交換併合が必要にあると思ひが、どうや うに推進を行ひか、亦行政区域の変更を必然的に問題にふると思 ひが、村長はどうおこなが、実施のための具体策をうかがひ 一三番
"	この裏に小川桂光の答辭が良くなりましたが、村長の答辭 越前と持つて研究する予算措置を講じておられたこと。 この裏青蓮に入れておきたい。
一三番	獨立校問題に關する ① 獨立中核敷地の購入を努力目標にいたしましたが、起債するに区溝付 どの本ほんと積むか。 ② 敷地選定の結果現在は北に嘉義校区の一部を含め左岸線沿いの 住民が都市地域である北の学校に合流する心配があります。 南北両校の均衡がとれなくなると、近い将来再び分校問題が生じ上る

村長	思ひが村長は南北両校の均衡と採算との核かを維持出来ず よつて敷地の選定と委員会に進言する意図はない。	
村長	この問題が私が頭をいい立てる所の問題でどの位の予算で出来 るかの算り附帯してどうでも返上巾出しがいい。	
村長	土地の購入の額が決れば起債等でいい。外に收入が得られ ないが出来が出来ば、賃産を取分しないと思われる。	
村長	賃産の処理がいい。議会の皆様がとも良し認めて行動し 真業者と敷地の件は正直懇親本意であります。専務員の方も 如何の方向が良いと思う。	
② 番	敷地が深ければ両校が入り合って狭くなる。 1番	多様な親類にて複数の学校、長い学校に行きたいが複数 の調査から裏表名でバスに乗り遅れてしまった場合、普天間の 学校の合流まずはすがかると思うが心配はなさない。
村長	長い学校、長い学校と区別は運んでいい。その地域の 傾向を評価せねば。この土地が深ければどの問題である。	
1番	長い学校、長い学校と委員会の敷地問題に迷う。思ひます その辺を打開する方法を出せばいい。	
1番	固定資産税の土地の評価が五年前の評価からの年賦課税 の問題で、地域によつては土地の利用価値と地価に数 倍の開きが出ていてもあり、不合理だと思われる。 今年中に再評価する所へ日本へ。	
村長	光に答辭を以てのくじく有能な人材	
1番	旧嘉義校敷地に付し、真業者と経済課を報告してから いつのまにか担当は誰がいたか、一応帶は二区画を取らざり	

	ため(又貸しセハル)の措置を講じて利35.
村長	何故正函整理のための予算措置はレムないが、正函に割当しない。
八番	立地條件 利用価値の件等につき、残22分に対する担当課と 九誰に貸すと決めてあるか?
販政課長	渠業本の方から、それが伊达大でいいが、その後伊達と山形に對 しては伊達付託せられ。
八番	誰が東新井貸し本の件、一部朝鮮が蒙勢にいいと思う。
販政課長	文書にて渠業不正民の意をもあら。
八番	又渠の渠本工作を構以て約3分どう?
販政課長	前4ヶ月以内に渠を造りおければ出来ない。現状においては六ヶ月 以内に渠を造りおけば解消する。又地料を一年4月末迄の場合解 消すことにあつたが。
八番	渠の日後半年かかると思うが、カウチレ積極的に取扱あつた からだ。村の販業があるから力強く管理しならざる。
八番	新契約の場合は、何故部落が伊達井を工せられ、その間に又ミ ガアツだと思う。
村長	私は國体を相手といつてもいいと付ふ。町並に説く余地なし申 込人の方が良いと思つて説レムにはあら。
八番	併置の二段の問題を重要な點で渠業の処理について取 り扱つては良し難いわがが、年年間々の新渠はいいが、 う渠の上げ度は、その期間にわづは未だ考へてあり。
村長	私は一括して渠業を二段が出来おれば一筆でいいと言ひが ら渠の上げ度は、その期間にわづは未だ考へてあり。
議長	八番議員質問頗る重す。

- 111 番 本年度の予算案を見ると歳出経費の配分が消費的経費に比重が重く不
確実な予算案の感がある。直接住民の福利に極めて、若者と投資的経費
が極くわずかである。村長は施政方針はビニ=童実を於て
多額の予算を割り切れない。
村 長 今村が又らねば出来か仕事があるが、それを收入が入っておいかで
現状にては又も得かい。
- 111 番 公営企業及賃産收入が毎年減少の一途で、その理由は何=万3%。
村 長 賃産收入の大半が減る雇用地関係で、公営企業は行くところあるべ
かと思う。仕事に応じて收入が入らかいいのである。
- 111 番 現在中核の新設の去る教育委員会・公憩会にかけて、大多数の意見は
早期実現を要望の意図で思ふ。施政方針では敷地の選定中
とあるが、今年度内に具体化して実現させたい旨はかかる。
- 村 長 はい、到ります。
- 111 番 村予算の大半を占める村税に小人38.59%をうめ、成績が悪い予
算執行の支障はかかる。又本年度の税収は何%を見積もるか。
村 長 お、答弁書を手に取らせて省略致します。
- 111 番 施政方針で关心事業の経営を打撃して居られるが、誠に結構かと思
ふ。米業者九二名に対する就労者五名にあつてカリ、残る二大
名の就労はどうされて居るか。尚当村に非農業者はまだ居ると思
ふが調査の方法はどう行なわれたか。
村 長 尚農業対策事業について政府補助はどうなつて居るか。尚又失
業者の補助は失業者の数や決めるのか、或は工事の量によつて算定
されるのか。又政府に対して村当局にて、どう接渉されたか。
- 村 長 本当に仕事がいいものでない事でなく、それが口實であつても言つての事

	次世代がかかると思う。賃銀は不動産料金も10%ずつ増えて行くで いいと思うから、事業を継続させてもらう。林業局に打撃いいへ ります。
議長	唯序定則四時心ありまち歩く時間延長せんかと思ひます。 議論から口事がかり 御審議がかいの心時間延長す=4に致ります。
監修課長	土木工事や防護工程(道路、排水等)
1番	政府の山林補助金全額一律でありますか?
監修課長	市町にかくほづの方法があります。算定は事業者に割合を3%と、又数に応じて 此較々出るべく決定する。政府としては一率に人頭費は20%外にれてある
1番	基本的施設として土木事業は最も肝要である。都計画は総合的に進めら れるべきである。特に本村は都市形態、農村形態に大別される。 都市に近いは施政方針にも打出でゆく所ですが、片重んじ感があります。 産業振興、省闘地の解消といわれますが、土木事業費といへば、土木事業費 一仙も計上されてないのは、理解に苦しむ。看守計上23=4%である 総合的施設として均衡的発展があつてこそ、眞に村民の福利が得 られると思うが、村長の見解を伺ひたい。
監修課長	只今までの土木費に一仙も計上されてないがとの事であります。未だヒ ズはトテツ事を持つかれ、災害事業とか会合せて進めて行うでいいと 思つております。
1番	今までの道路維持管理は道場3ヶ所知らぬが、今から開拓して 山林出来か新しくなればどうですか。
監修課長	災害事業とか会合せし年度叶ナツ、石山等を持つかれ、現在まで7.7% 目標30%以上とあつてあります。が、年度内会計終了メド。

11番	西農区職員が800ドル余りを新作車代かる。区長の任期は一年だから 居るが、東山ノイイ年の限界で職員に対する区職員の支給は妥当と思われ 30. 村長の見解は同じかい。
村長	條例を改訂しないでは、これは当然支給しなければ出来ないと思う。
11番	出来なければその條例を改訂する了承を望んでいますが、改訂すら進一 意がありません。
議長	暫休憩致します(午後四時二十分)
11番	再開致します(午後四時三十分)
11番	当局飛行場が出来排水路が封鎖されたために特に一等地沿 いの地帯において毎年の台風毎に莫大な水害を被つて居るが沿山 沿水対策はどうあつた居るか御説明願いたい。
村長	草工事に対する被害を受けていたのは、本村ばかりではなく、二町を含む 的に取り上げて、それが申請の準備を進めてある。
11番	農畜産業、荒廃地の解消に誠に結構であるが、更に農民の利益 を計るには農民が自分の生産物を売捌する称、気軽に利用出来る 販売市場の開拓を考慮すべきと思うが、又在諭にて総合市場 の設置が構え上がつて居るが、次の具体策があれば發表いかうたい。
村長	先に答弁致しましたと省略します。
11番	村民へのサービスの一環として請手数料の改訂に依り料金相下げ を打出して居るが、窓口利用者の負担軽減の面から大いに結構で あるが、今迄のあり方にどう改善をせよか、御説明願いたい。
村長	行政書類やあらまつて、来客に対しては出来だけのサービスを やるべき出来ないと思つてから、手数料との関係は當然あり、片以上 にペーパーを出せばいいと思つてからです。

11番	非細分地籍の便益について、その根據による法的指針、或ひ不適があれば御説明願ひたい。又一般賦課より賤課課ではなし、特殊的賦課であり、その賦課の生じた根據と充てなければ自から判断が出来ぬと思うが、政府が解せざらうとしているが、又その便益は予算を立てて当然特殊的情態が押されなければならないと思われるが、村長の御見解を伺ひたい。
村長	賦課に付ける一般会計に入ること、配給に付けることには中止されることはござりますまい。
11番	現在の軍用地に接收された時に新設されなかつた部落がある川等もござり、接收工作中は二人本問題は起らなかつたと思うが、これが一般会計に織入して、配給に行なふ、その裏の資料を伺へて、当たるべからぬと思うが、これは本件の問題で、軍用地の支出來どもが、この軍用地だからといふ、大半の折合は行なうべきだと思う。
村長	若し軍用地に接收されたならば、それが非細分地では部落が売って、原状どもが出来さぬが、
11番	行政判断の本に配慮を押さへると、又特別の措置が必要だ
村長	これがござりまする在有地等
11番	法務局から指示などがあれば、御説明願ひたい。
助役	法務局からの是正勧告あるが、市町村の一般会計に織入つかつて、内政局が調査せんことをかり、指示は受けてない。
議長	暫休憩致します(午後四時四十分)
"	再開致します(午後四時五十分)
11番	今度申請の消費的経費が少ないので人員増加思うが、

一 番	他市町村で区長の退職金の例があるが、ふりやは條例の改訂が必要 だが、
村 長	某医林、栗志川村等がある様です。
二 番	米業対策事業について、償還が少ししかったと思うが、ノドリ返付上げても いいのかと思うが、その意志があるのか。
村 長	今年度の予算額にかいても減りでありますので無理であります。
一 番	蒙塵の許可は四ヶ月毎に交付してあるが、土地の許可権はいつまで かうか。
村 長	先に答辯致いたしましたと略します。
一 番	電話の取扱いが不満から強く叫びられてますが、村長としてどう接 しておるか、その見通しについて
村 長	先に答辯致いたしましたと省略します。
一 番	木直料金が高いように思われますが、それに付けて村長はどう思われ ますか。
村 長	村の條例で木直工事の場合は発生に付かない。他市町村のを調べ てみたが、再検討をしていいと思つていい。
一 番	土地測量の誤謬や交換合意による土地登帳の不備等で林用の 土主同士の問題の問題が予想されるが、いかに対応して当面はどう おこなわれるが、
村 長	出来たばかり早く問題を解決いたしたいが、法の専門家頼むで新 潟野澤村から先にすこと云う=心、現在法の専門家頼む職員 が大変な事で、嘗て同じ轍を踏んでいたが、今年度に出来ると思 ておる事
一 番	電線架設の件について、交通の不便の所は早急に架設をしたものかの

村長	住民の望む所が、具体的な説明を頼む。現行の取扱いが叶う。
11番	具体的には公民館工事等。
12番	各色豈く村長の任命にあってか、事務面、出勤面、莫不指導され
13番	氏々が勤め（おり）
14番	我々が本業に行ひた場合駐日事務所に因縁の依頼を受けます
村長	これがその反対があつたからだ
村長	その話は初めて聞ましたが、まだその反対は来てない。調査してみます
議長	暫休憩致ります（午後五時四分）
15番	再開致ります（午後五時六分）
16番	定期会議の件で多少は相当心配思うが、村役場相談所と 接する意志がある
村長	村役場は今暫く開いておらず
17番	今よりは開通して資料相談所、検討室としておこうと思ふ
村長	検討室ですが今年度は就任して、来年度当りやるといふと思う
議長	10番議員質問で頗るです。
10番	統計資料掲示欄へ
11番	昨年の六月定期議会に於て、統計資料、円グラフが棒グラフ或 他の方法でベランダの壁に掲示するに掲示すれば、非常に効 果的で、又多くの資料（村の人口動態、家畜の頭数、軍用地面積、各種 農産物生産高、その他数例）がありながら、皆さぶが見られない。 参考にあらかじめ数多いと思われる掲示板を要望人民X=3、委嘱する と約束されたが、未だにそれが見当つかないが、当局にて不必要と思 われるが、又今後の方針について御伺ひたい。
村長	紙にかかれて議会の要望を御り、更に分三種に掲示板といふ思ひます

	長沢東進会心作小松の村川口が撮影する場所の件合意書
村長	この件について、
10番	消防施設設立の件 消防車購入につき、毎年資金積立てに對応して貰うが、最近 コト、嘉平綱石川等から貢い受け北中城村久場 峰部隊から斯様不施設を貢い受けたが、本村に於ても、そ れに付ける接觸車両が少ないので、
村長	この問題についても良く話してある。今年度600ドウカシで消 防車購入の件又片倉と設置する場合、車の援助方をお頼み
11番	上記のと想ひながら、
12番	金融政策について 地方名産銀行支店網が発達する同時に、地方の預金口本店 の吸収工作、その結果地方中小企業者に大変な公害にて居り ます。尚又預金等の貸出割合を少しく、運営資金の借入受けで て活動を購入する人が多いと聞かれております。
13番	新米金上にあつては、本村においては、街の形態が充実して、コト、嘉平 綱、浦添方面と同一視されては、都計に少々影響などと思 うが、村長の方にかゝり、その前に打開策を接觸工兵の方があつ たが、お同川河川の、
村長	この件について、各銀行の方々合う場合には是非資金の融資をして おらんことをお頼み申し上げてある。又銀行の方は是非我々の 銀行に預けでありますように見直すので、
議長	暫休憩(午後正時二十分) 再開議(午後正時二十分)

八番	琉球米文化会館建設について 本村の周辺は軍施設が多くその所属部隊に接するれば、琉球米文化会館の建設が実現可能かと考へられておりが、琉球米文化会館建設委員会等に見申して見ては如何。
村長	消防所令と同じく、任務令に付活しないと思つてから。
一〇番	事務簡素化研修のため村職員本土派遣について 二年以内に亘る職員定数削減例の改訂がかりをレロガ、發展的人員増には賛成するが、更に撤下げて青へる場合、事務の簡素化により人件費からプラスする所が多いと思はれます。 職員を本土に派遣し、事務簡素化が少要るなどと認め、二月の定期議会でも質問致しましたが、村長の誠に哀れ意見であり、出来得る限り考慮するよう答弁書を提出するが、予算化置られてゐるかを置換に思ふ。村長の是に対し、お詫び又今後の方針を伺いたい。
村長	事務簡素化を計るにあたり、職員を派遣研修させたために予算を計るべく努力。
議長	九番議員の質問をお頼み致します。
九番	家屋が現在まで、四十年以上圓滑調査レイハモしたが、土地については相当不変化があると想ふが、固定資産といふ何うかわからぬ。
村長	答弁致しましたので省略します。
九番	豊知の村道は、人馬も通れなくなりつゝあり、廢止運動は多國で思ふ 知事年度予算にカニ%組合ひましたが、村では何うおこなつたが、
建設課長	公私災害費が出来て思つて、直ちに未だと思つて特つて腐れが政府から刀指合が奉れり。

九 番	行動がなほせんじて農作物に相当か被害を蒙つての駆除対策の望みが、村の具体的対策如何。現状の経済生活と文化
經濟課長	薬散布の補助をしてある。
一 番	村は駆除を行はず地主から入る心金出前に駆除運動をせよ
村長	心配ないと思う
經濟課長	中部心作物が被害を受けているので所轄会で話し合ひ、指定有する物が指定されておらず、これを取上げては現在にかけては有する物へは指定されて、駆除にかけては誰ですか出来ないか見解心全部農業の便益を考慮する貴が要す。
二 番	中部駆除業者全村民を網羅すれば出来ないと思うが、今月の急いで火種の燃え方の調査と、山林の調査
經濟課長	現在心作の心作が、部落がその丸山に囲んでおり、村がその丸山を焼かれて想ひ、現在の作丸山には囲っておらず、今月の見付後は殺さと、その駆除の日を深めてやろれば出来ないと思う
三 番	是れ村民を網羅しての運動を行おうが、現状に干渉する
四 番	支那にかけてインセンス、オーブン、スズメ、ペイペイとかつかうが、現在ではそれなりに被害が一番多く林が、この対策は全森林上げての運動
五 番	很難いとおもふが、現状の調査と、現状の問題と、現状の問題
六 番	暫休憩をとる(午後五時四十分)
七 番	午後五時四十分
八 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
九 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
十 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
十一 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
十二 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
十三 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
十四 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
十五 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
十六 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
十七 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
十八 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
十九 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
二十 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
二十一 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
二十二 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
二十三 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
二十四 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
二十五 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
二十六 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
二十七 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
二十八 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
二十九 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
三十 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
三十一 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
三十二 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
三十三 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
三十四 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
三十五 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
三十六 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
三十七 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
三十八 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
三十九 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
四十 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
四十一 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
四十二 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
四十三 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
四十四 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
四十五 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
四十六 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
四十七 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
四十八 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
四十九 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
五十 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
五十一 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
五十二 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
五十三 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
五十四 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
五十五 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
五十六 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
五十七 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
五十八 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
五十九 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
六十 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
六十一 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
六十二 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
六十三 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
六十四 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
六十五 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
六十六 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
六十七 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
六十八 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
六十九 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
七十 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
七十一 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
七十二 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
七十三 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
七十四 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
七十五 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
七十六 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
七十七 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
七十八 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
七十九 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
八十 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
八十一 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
八十二 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
八十三 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
八十四 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
八十五 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
八十六 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
八十七 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
八十八 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
八十九 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
九十 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
九十一 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
九十二 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
九十三 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
九十四 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
九十五 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
九十六 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
九十七 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
九十八 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
九十九 番	午後五時四十分(午後五時四十分)
一百 番	午後五時四十分(午後五時四十分)

48

村長	前回答辨致しましたが省略します。本當の請託は専らの取扱い
八番	学校敷地購入について 併置校解消に際しては住民と諭が争う事、中核＝校制で推進する ニに結論が出るゝが、その敷地購入手算據出方法についてか 聞きしれぬ。同時に現在の併置校三校の敷地問題と住民の負 担につかがる開心事であつたが行政担当者との心構え承り度川
村長	二件について前回答辨致しましたが省略します。
八番	食糧仓库跡の解放後に關する 食糧仓库跡敷地使用について御構想を伺ひ云々。又大一年度予 算の関係は詳しあつておらず、
村長	先回答辨致しましたが省略致ります。
八番	旧嘉数校敷地の管理方に關する 旧嘉数校敷地は終戦以來放任状態があつたが今圓住室街にて 正直に着手はさずやく賃貸借契約を結ばれてゐる現状不動産業者 の如所ある理由によつて迄至らず未だ完全処理までに至つて ゐる。又賃貸料定年三十セントは年々基準に算定したが、現状では 同額の賃料は仙外上だと聞ひます。
村長	賃貸管理面から再配慮の余地は本ひが
八番	前回答辨致しましたが省略します
八番	産業奨励会について 各種の産業奨励会に対する奨励金集会による優勝成績者を表償 する結果が次の如上と計られました。單にこれが目的でない目的達成の方 ほつがかかるが點も、水稲栽培の施設を構じる事とはあつた。
村長	奨励会並びに、駒在員組合指導員より諸に關するメモ

村 長	もつとも本邦における研究が浅い日本本土企業者で新川半蔵が之に便り いつも本邦研究を行なうと思ひては又横手改めてX年=4年にしたが、
八 番	徴税について 現在徴税状況は38.9%と云ふ悪い成績を示して3.当局はそれを理 由を採算のないものに問題がある
村 長	例をあげると徴税の基本的な經濟政策が打たれておらずこれがそ の要因が個人である。又賦課方法についても旧態依然のままであり 従つて現実性が缺けた場合住民の納税思想にかかる重要な問 題だが、何う事かして行くつもりか
八 番	前に答辭改められ心省略致します。
八 番	新區生産見合の開拓と並んで、隣界問題にて、計画生産と 計画生産から出でて出来たと思ひが、から印の総合計画は、
村 長	産業事業にて後所に事向の在るの心、商工会の協議と会議は これが隣界問題にて出来たと思ひが、農業の生産と維持する 職業をかじと、これは何んだかの計画が起つて来ない行に難い
八 番	所が勤務の問題で、生産の問題で、これが隣界問題で、 新規生産は、新規生産は、新規生産は、新規生産は、 農業生産は、農業生産は、農業生産は、農業生産は、 本以為うが、
八 番	米進会は個人表償を構成しないが、正義に推薦して莫れ 云々とはどうかと思ふ。表償すればある程度の実績がなければ 出來ないと思うが、別途にも年金が若かつたと思ふ。
八 番	審議委員会の審議の方法はどうか
經濟課長	表償すれば、これが最も難い問題で、乃ろ人を進呈する

	表償渠網の改修工事、推進工事など、特取村がこの人里切續が方法と 認めた事の方法について。	
八 番	今度の表償渠全部の落成推進であります。各部落から出ていたのでなく 一部落がらずして、全部の人々が表償渠の建設に心を貸す中、認めた 結果上、農業もつがいといふ駐在員、指導員の調査や、認めた 3ヶ月、年金のお支度を始め、個人的、認めたもののが問題で、 農業懇談会を持ったが、初立地条件の了解、手帳と財産 以、指導以、がいいが、現在、作れ作れと進めていたが、これで 良いがどうか。	
経済課長	村にて作業能力作物が不育和出本川と鬼つていう。	
八 番	今、春雨が降り水がかかる。畑地がんが、旱魃作業の問題 であるが、地下水を深くして、方法が今後は必要か勤めかと思う ことを農業の認識させて、べきだと思つてます。	
八 番	事務簡素化と住民へのサービスに力を入れ 役所事務の簡素化と住民に対するサービスは、更員自体の事務能 力の質質如何に公明なうだが、優秀市町村の事務分量の比較で 比べてみると、又特に青農の要する更員の費用、操作実行には より多くの地域勘案的自習と耕種面で、それが解決すると思われる が、どうぞ頑張りたいと思います。	
村長	先づ答辭を以ておき、有馬山川の治水計画の実現と、 八 番	高財政の跡の解放後にかかわらず、河川の治水計画の実現と、 村内に最も重要な行政の解放工作中にむけた喜びに盡へる。都市 計画に沿う正直に如何万々と模様の、これまで地主側の思慮の打下 されてゐるが、果物的の説明を求める。

50

村長	これにハハカ答辯致しまさで省略致ります。
八番	下年度予算施行状況にハハ 年度内予算施行にハハカが同ハレバハ、予算総額ハムムムードルの 内五ヶ月現在行ハ施行セハシガ、未押ハカ乃シハアラカ。
村長	これにハハカ答辯致ります。
八番	行政運営にハハ 本年度事業計画。概要を見三ハ總メハカガ与論に追ハリテハ、 仕方ナレ施策のようハ感ジガズ。村長自身村の立地條件や特色 ナリシハ財政基盤ヒムドリハ事業等を考慮してハハ同ハシ。
村長	これにハハカ答辯致ります。
議長	七番議員の質問ハ頗ハキナニ御用掛かハシテ作成ハ御教
七番	施政方針にハハ基本施設ハ整備ニシテ、大項にハハカタハれでハ カ道路排水等ハハ早く整備レ不リハ災害防除ハ事ハ光澤同 題ハアリヒ思ラガ、現在当村に於て此の種ハ必要量或イハ工事 ハカ人調査セ事ガアリガ、カレハ發表レモラリタ。
建設課長	都計ハハ開港ハレヤハ出米ハハ、基本施設ヒカニテヤハ出 出来ハハ、都市計画ハプランハ専力ハ建設工事ハ大体ハ道路排水 等ハハ2,000トナ位セハと思ハハ、概算ハハ幾何ハ良
七番	都計ハハ開港ハ城ハ該邑は年次内ハ進カヒ行至ニヒ、ハ内中ハハ3万 現在ハハリカ住宅ハ併民の住宅ガカニハアリガ、
八番	併々ハ須設定エホダガ具体的ハ想ガカレば發表レモラリタ。
村長	先に答辯致レキハカで省略シマス。
七番	新設ハハ後一様の独立中核の敷地ハ選定中でハ北云カレハ3 開北ハ様と確認ハハ3万、歩道敷カヨハ同じ様ハ學校を造リテ

50

村長	ハと思うが村民の付つきし長答難を共同します。
七番	二巾にハルカ答難と省略します。
八番	食糧会社跡の解放陳情接達は仄が長い年才3年が又解放後の便用方法にハルカ色々計画付考へられてると思うが農協の復興の土地の使用にハルカ考へた事が功3が前後所内食堂の必要があるとと思うが該土地の使用方法は間ハタ事ハラガ、どうかうわけア。
九番	八番議員の質問を頼ムレます。
十番	税金の徴収率が37%と今7%の率で不かれりる理由は賊謀がありれどもハナビダが整理期間を入れし3ヶ月レガ3%が残額の大3%の徴収率にハルカ対策如何。
十一番	村長答難致ハシタカと省略します。
十二番	納稅懇談会でハルカと方語して聞ハルカが結果を上げるには村と12町村を購入ハル日本の中進歩満都府町村の納稅組合といふ名の町村を12町村を取谷部落毎に田代字を行ハ納稅を高め3万葉如何。
十三番	村長答難致ハシタカと省略します。
十四番	防風林の水源を確保するに村内の山野に造林計画を持ツル。
十五番	具体的な方策如何。
経済課長	新規造林林の奨励費を3%以内土地の買上げ費の補助が政府にありの心裁で12%強力に進めると付出来ハルカで政府に要望してある。
十六番	政府がハルカと答難しておる。
十七番	柴澤問題ハテは自主的に造林させた方が良ハルカと思つて100%の程度山林整備を持ツル人ハ自主的に造林するよ、村役場も進めて行立れ。

五番	緑化運動が始めた時、五号線道路両側に植え付けられた松林 の育成管理如何。
村長	管理は小字町内地域で管理人を立てるなど区長会等で話し合 う。隣の本村に至る場合は区域が広いので肥料の撒き分けをして、 高射砲設置跡の敷地は都市計画に沿って整理が工事して入 りにかかる対策如何。
村長	本の答辨致しました。省略致します。
五番	併進深所の事業につき去年日本より事業につけても考慮したことだ とおもふがその後対策如何。
村長	本の答辨致しました。省略致します。
五番	つねに思うがその後の対策如何。
村長	本の答辨致しました。省略致します。
五番	那細分地との戦後出来たかと思ふがその根據を聞き、それから 收入の保証に付法務局等の見解を具体的に説明を頼む。
村長	本の答辨致しました。省略致します。
議長	四番議員の質問で頗る日本農業振興会議連絡会議連絡会議 の事業振興關係について施政方針に立ちりられておりますが、総合來 進会の改めて申せ事と深く感謝申し上げます。
村長	農村振興におけるとして生産者の懸念は確かに云ふに生産物が 安心して売られるが出来ようやく販売市場。開拓事業につれて御方 金の回り次第。
村長	本の答辨致しました。省略致します。
四番	下川力士の障害につれて、農業生産費の防止にあたる御方 おございませんか。
村長	本の答辨致しました。省略致します。
四番	當牛糞廻り御力の人施政方針に立ちりられておりますが、具体的の方策

回答總表略

503

八 番	石同の牛本業の方法にて闘牛場の設置についてお尋ね下さい
村 長	闘牛場の設置についてはまだ研究すべきと思つておる事、實際に 村がやつてみた運営は3ヶ月が出来3ヶ月でどうか、問題がある
一・二 番	畜牛の繁殖を止めようが、本村竹首から牛の生産地にて有名不詳である。 村小屋等3つあるが、畜牛事業育成委員から方策として農村振興とか う案から村長の御意見を伺ひたい。
村 長	陳述。闘牛がハラ干し又は闘牛は役牛であると實験してみる。
八 番	ほ3ヶ月に一度進人せぬから繁殖するだけではなく、收入を得る面 村水
村 長	も畜牛場の生産繁殖・企業の收入の東を考へられた。
二・三 番	養殖局を中心個人中心で構成され行なわれた話があるから、その 節はまさしく那須の放牧林、東洋、東洋の放牧場
村 長	柏樹の東京麻糸の育成について村と市と補助金を出し、他の当該 の所では木葉農山の話をあつたが、沖縄那覇には農地の多い所では 不適と思うが、いかで放牧場を作らせて貰うか、また放牧場
説明課長	恒久的に不適と思う将来を見通しを立てるに沖縄で平琉球 私が思ふうううううううううううううううううううううううううううう 大半はわざと作つて植立れりと思ふ。3年後はかかると思ふ 二年を造林して計画にあります。
二・四 番	手取川早く準備をしろと石田さん当たりに補助も出るが苦謹にあって かうかかうかかうかかうかかうかかうかかうかかうかかうかかうかかうか
一・二 番	闘牛場にかけ生産とマッチして、借金娛樂の資金から申請があるが カレ、どうかうが新築したり村長をして育成する意図がある がどうか、他の方面で申請する事がある場合は、申請する

59

村長	村の元持つがどうかからで検討してやらにした」と思つてゐる。
議長	暫休憩致します(午後大時三十分)
村長	再開致します(午後大時四十分)
"	本日正午迄持つて終了に致します。明日午前十時再開
会員	会員3名に致します。
	散会(午後大時四十分)
幹部	支拂いは村長が負担するつもりでいる。
八合	総額の内訳は八合半で、支拂いは數十円で、貢金請出は100円。
	八合は一章と人件費を除く諸経費を計り、收入が経過額
	支拂いは水道料、電費、郵便料、食費、收入は算入せざる。
二木 謙	総括と水道料も、運送費等は支拂いは行なうとする旨である。それで 総括書類として、支拂いは行なう。
	相談の結果不納の旨を取扱つたことは、支拂いは請出金を支拂つた事実が 小間で立派な理由で無理である。支拂いは請出金を支拂つた事実が立派で無 不納の意図はない。
吉浦政宗	御細かい所下さる所の御本音は、支拂いは見付けて、洋服代の手續書 様子で此處まで
	支拂いは相手の立派な態度の意図で、支拂いは請出金を支拂つた事実が 小間で立派な理由で無理である。
八合	年利五%の輸送料で、石炭が運ばれて、総額の内訳は支拂いはの支拂いは 料の半額の不支拂いは料の半額の支拂いは料の半額の支拂いは思ふ。
"	支拂いは請出金を支拂つた事実が立派な理由で無理である。支拂いは請出金を支拂つた事 実が立派な理由で無理である。支拂いは請出金を支拂つた事実が立派な理由で無理である。
	支拂いは請出金を支拂つた事実が立派な理由で無理である。

宜野湾村役所